

鎌倉市  
新型インフルエンザ等対策行動計画

令和元(2019)年6月

## 目 次

<b>第 1 章 総論（はじめに）</b>	1
1 新型インフルエンザ等対策特別措置法	1
2 取組の経緯	1
3 政府行動計画及び県行動計画	2
4 市行動計画の作成	2
<b>第 2 章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針</b>	4
1 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略	4
2 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方	5
3 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点	7
4 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等	8
5 行動計画の主要 5 項目	10
6 対策推進のための役割分担	21
7 行動計画実施上の留意点	23
8 発生段階	23
<b>第 3 章 各（発生）段階における対策</b>	25
1 未発生期	25
2 海外発生期	28
3 県内未発生期	31
4 県内発生早期	37
5 県内感染期	41
6 小康期	47
*参考資料 1	50
「国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策」	
*参考資料 2	52
用語解説	

## 第1章 総論（はじめに）

### 1 新型インフルエンザ等対策特別措置法

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスの抗原性とは大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）は、病原性が高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定（地方）公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

### 2 取組の経緯

国では、特措法の制定以前から、新型インフルエンザに係る対策について、平成17年（2005年）に「世界保健機関（WHO）世界インフルエンザ事前対策計画」に準じて、「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定して以来、数次の部分的な改定を行い、平成20年（2008年）の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律（平成20年法律第30号）」で、新型インフルエンザ対策の強化が図られたことを受け、平成21年（2009年）2月に、新型インフルエンザ行動計画を改定した。

同年4月に、新型インフルエンザ（A/H1N1）がメキシコで確認され、世界的大流行となり、我が国でも発生後1年余で約2千万人が罹患したと推計され、入院患者数は約1.8万人、死亡者数は203人で、死亡率は0.16（人口10万対）と、諸外国と比較して低い水準にとどまった。この対策実施を通じて、実際の現場での運用や病原性が低い場合の対応等について、多くの知見や教訓等が得られた。

病原性が季節性インフルエンザ並みであったこの新型インフルエンザ（A／H1N1）においても一時的・地域的に医療資源・物資のひっ迫なども見られ、病原性の高い新型インフルエンザが発生し、まん延する場合に備えるため、国においては、行動計画を改定するとともに、この新型インフルエンザの教訓を踏まえつつ、対策の実効性をより高めるための法制化の検討を重ね、平成24年（2012年）5月に、病原性が高い新型インフルエンザと同様の危険性のある新感染症も対象とする危機管理の法律として、特措法が制定されるに至った。

### 3 政府行動計画及び県行動計画

国は、特措法第6条に基づき、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）」を平成25年（2013年）6月に策定した。政府行動計画は、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や国が実施する措置等を示しており、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢が示されている。

神奈川県においても、新型インフルエンザに係る対策について、平成17年（2005年）12月に「神奈川県新型インフルエンザ対策行動計画」を策定し、数次にわたる改定を経て特措法制定、政府行動計画に基づき、平成25年（2014年）8月に「神奈川県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県行動計画」という。）」を策定した。

なお、県行動計画は、県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項、県が実施する措置等を示すとともに、市町村が市町村行動計画を、指定（地方）公共機関が業務計画を作成する際の基準となるべき事項等を定めたものである。

### 4 市行動計画の作成

本市においては、国及び県で策定した新型インフルエンザ対策行動計画を踏まえ、市として実施すべき具体的対策を定める必要があることから、平成21年（2009年）8月に本市独自の「鎌倉市新型インフルエンザ対策行動計画」を策定した。この度の特措法の制定に伴い、本市としても、特措法第8条の規定により、県行動計画に基づき、新たな「鎌倉市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「市行動計画」という。）」を策定する。市行動計画では、市の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項、市が実施する措置（特定接種、住民接種等の予防及びまん延防止に関する事項、住民の生活支援及び要援護者への支援策等）を示

すとともに、他の地方公共団体やその他の関係機関との連携に関する事項等を定めるものである。

市行動計画の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、次のとおりである。

- ① 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ※」といふ。）
- ② 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

なお、鳥インフルエンザ（鳥から人に感染したもの）は、特措法の対象ではないが、関連する事案として、国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合の対応については、市行動計画の参考として「国内外で鳥インフルエンザが人で感染した場合等の対策」で示す。

国や県等関係機関と連携し、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見を取り入れ、新型インフルエンザ等対策についての検証等を通じ、適時適切に市行動計画の見直しを行うものとする。

---

※ 感染症法第6条第7項第2号に規定する再興型インフルエンザを含むものとする。

## 第2章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

### 1 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、我が国、そして本県・本市への侵入も避けられないと考えられる。

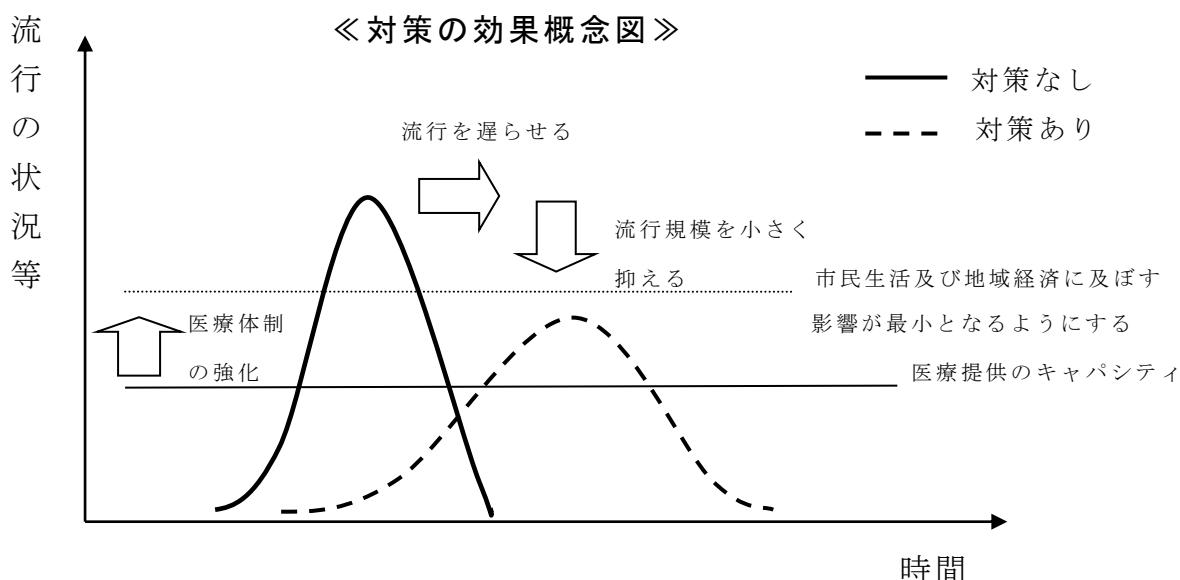
病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、市民の生命や健康、地域経済にも大きな影響を与えかねない。このため、新型インフルエンザ等については、長期的には、市民の多くが罹患するものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合、医療提供のキャパシティを超えてしまうということを念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等対策を市の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく。

#### (1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する

- ① 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
- ② 流行のピークの患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようとする。
- ③ 適切な医療の提供により、重症者数や死者数を減らす。

#### (2) 市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする

- ① 感染対策等により、欠勤者の数を減らす。
- ② 事業継続計画の作成・実施等により、医療の提供の業務又は市民生活及び地域経済の安定に寄与する業務の維持に努める。



## 2 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。

過去のインフルエンザのパンデミックの経験等を踏まえると、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。市行動計画は、病原性の高い新型インフルエンザ等への対策を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

そこで、科学的知見及び国・県の対策も視野に入れながら、本市の地理的な条件、交通機関等の整備状況、医療体制、受診行動の特徴等も考慮しつつ、各種対策を総合的・効果的に組み合わせてバランスのとれた戦略を目指すこととする。その上で、新型インフルエンザ等の発生前から流行が収まるまでの状況に応じて、次の点を柱とする一連の流れをもった戦略を確立する（具体的な対策については、「第3章 各段階における対策」に記載する。）

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、病原性・感染力等の病原体の特徴、流行の状況、地域の特性、その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが市民生活や地域経済に与える影響等を総合的に勘案し、市行動計画等で記載するもののうちから、実施すべき対策を選択し決定する。

- (1) 発生前の段階では、国による水際対策の実施体制の構築、抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄やワクチンの研究・開発と供給体制の整備に加え、県による抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄や県内の医療体制の整備、市民に対する啓発や、事業者等による事業継続計画等の策定など、発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要である。
- (2) 世界で新型インフルエンザ等が発生した段階では、直ちに、対策実施のための体制に切り替える。

新型インフルエンザ等が海外で発生した場合、病原体の国内への侵入を防ぐことは不可能であるということを前提として対策を策定することが必要である。海外で発生している段階で、国内の万全の体制を構築するためには、我が国が島国であるとの特性を生かし、国による検疫の強化等により、病原体の国内侵入の時期をできる限り遅らせることが重要である。

- (3) 国内の発生当初の段階では、患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染のおそれのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討、病原性に応じては、

不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等を行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講じる。

(4) 国内外の発生当初などの病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ最も被害が大きい場合を想定し、強力な対策を実施するが、常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、さらなる情報が得られ次第、適切な対策へと切り替えることとする。

また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策については、その縮小・中止を図るなど見直しを行うこととする。

(5) 国内で感染が拡大した段階では、国、県、市、事業者等は相互に連携して、医療の確保や市民生活及び地域経済の維持のために最大限の努力を行う必要があるが、社会は緊張し、いろいろな事態が生じることが想定される。したがって、あらかじめ決めておいたとおりにはいかないことが考えられ、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していくことが求められる。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制など医療対応以外の感染対策と、ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等を含めた医療対応を組み合わせて総合的に行うことが必要である。

特に、医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込むなどの対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。

事業者の従業員の罹患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを市民に呼びかけることも必要である。

また、新型インフルエンザ等のまん延による医療体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、県、市、指定(地方)公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や市民一人ひとりが感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備を行うことが必要である。新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いなど、季節性インフルエンザに対する対策が基本となる。特に、治療薬やワクチンが無い可能性が高いS A R Sのような新感染症が発生した場合、公衆衛生対策がより重要である。

### **3 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点**

国、県、市又は指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等の発生に備え、また発生した時に、特措法その他の法令、それぞれの行動計画等に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

#### **(1) 基本的人権の尊重**

市は、県が行う次の措置への協力に当たっては、基本的人権を尊重することとし、医療関係者への医療等の実施の要請等（特措法第31条）、不要不急の外出の自粛等の要請、学校、興行場等の使用等制限等の要請等（特措法第45条）、臨時の医療施設の開設のための土地等の使用（特措法第49条）、緊急物資の運送等（特措法第54条）、特定物資の売渡しの要請（特措法第55条）等の実施の協力に当たって、市民等の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする（特措法第5条）。

具体的には、新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、市民等に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

#### **(2) 危機管理としての特措法の性格**

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザや新感染症が発生したとしても、病原性の程度や抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であることなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあります。得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する。

#### **(3) 関係機関相互の連携協力の確保**

政府対策本部（特措法第15条）、県対策本部（特措法第22条）、市対策本部（特措法第34条）は、相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

市対策本部長が県対策本部長に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請した場合には、県対策本部長はその要請の趣旨を尊重し、必要がある場合には速やかに所要の総合調整を行うこととしている。

#### **(4) 記録の作成・保存**

市は、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、公表し、保存する。

## 4 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等

### (1) 新型インフルエンザ等発生時の被害想定

新型インフルエンザは、発熱、咳といった初期症状や飛沫感染、接触感染が主な感染経路と推測され、基本的には季節性のインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられるが、鳥インフルエンザ（H5N1）等に由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合には、高い致命率となり、甚大な健康被害が引き起こされることが懸念される。

市行動計画の作成に当たっては、有効な対策を考える上で、被害想定として、患者数等の流行規模に関する数値を置くが、実際に新型インフルエンザが発生した場合、これらの想定を超える事態も、下回る事態もあり得るということを念頭に置いて対策を検討することが重要である。

新型インフルエンザの流行規模は、病原体側の要因（出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等）や宿主側の要因（人の免疫の状態等）、社会環境など多くの要素に左右される。また、病原性についても高いものから低いものまで様々な場合があり、その発生の時期も含め、事前にこれらを正確に予測することは不可能である。

国及び県は、政府行動計画及び県行動計画を策定するに際しては、現時点における科学的知見や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に一つの例として、発病率については、全人口の25%が新型インフルエンザに罹患するとし、致命率については、アジアインフルエンザ等並みの中等度の場合は0.53%、スペインインフルエンザ等並みの重度の場合は2.0%と想定している。

県行動計画においては、国が推計した流行規模を基に、県における受診患者数、入院患者数、死亡者数を推計している。このため、本市行動計画においても、これを参考に、次表のとおり推計した。

鎌倉市内の新型インフルエンザ患者数等の試算

鎌倉市		
医療機関を受診する患者数	約1万7千人～約3万4千人	
入院患者数	中等度	重度
	～約710人	約2,600人
死亡者数	中等度	重度
	約230人	約850人

## 〈県行動計画における神奈川県内の新型インフルエンザ患者数の試算〉

(米国CDCモデルによる)

	神奈川県		全国	
医療機関を受診する患者数	約92万人～約177万人		約1,300万人～約2,500万人	
入院患者数	中等度	重度	中等度	重度
	～約3万7千人	～約14万1千人	～約53万人	～約200万人
死者数	中等度	重度	中等度	重度
	～約1万2千人	～約4万5千人	～約17万人	～約64万人

\* 鎌倉市は住民基本台帳(H31.4.1現在)より試算

\* 神奈川県は神奈川県年齢別人口統計調査(H22.1.1現在)データにより試算

\* 入院患者数、死者数については、過去に世界で流行したインフルエンザのデータを参考にアジainfluenza等での致命率を0.53%（中等度）、スペインインフルエンザでの致命率を2.0%（重度）として、国や県の行動計画の被害想定を参考に想定した。

\* この推計においては、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響（効果）、現在の我が国の医療体制、衛生状況等を一切考慮していない。

\* この推計による被害想定については、現時点において多くの議論があり、科学的知見が十分とは言えないことから、引き続き最新の科学的知見の収集に努め、必要に応じて見直しを行うこととする。

なお、未知の感染症である新感染症については、被害を想定することは困難であるが、新感染症の中で、全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものは新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きく、国家の危機管理として対応する必要があり、併せて特措法の対象としたところである。そのため、新型インフルエンザ等の発生を前提とした被害想定を参考に新感染症も含めた対策を検討・実施することとなる。

### (2) 新型インフルエンザ等発生時の社会への影響

新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論があるが、国は、以下のような影響を一つの例として想定している。

① 国民の25%が、流行期間（約8週間）にピークを作りながら順次罹患する。罹患者は1週間から10日間程度罹患し、欠勤。罹患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し（免疫を得て）、職場に復帰する。

② ピーク（約2週間）に従業員が発症して欠勤する場合は、多く見積もって5%程度と考えられるが、従業員自身の罹患のほか、むしろ家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、出勤が困難となる者、

不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク（約2週間）には従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定される。

## 5 行動計画の主要5項目

行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」及び「市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策について、「(1)実施体制」、「(2)情報提供・共有」、「(3)予防・まん延防止」、「(4)予防接種」、「(5)市民生活及び地域経済の安定の確保」の5項目に分けて立案している。各項目の対策については、発生段階ごとに記述するが、横断的な留意点は以下のとおりである。

### (1) 実施体制

新型インフルエンザ等は、その病原性が高く感染力が強い場合、多数の市民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、全国的な社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあり、国家の危機管理の問題として取り組む必要がある。

このため、本市としては、危機管理部門と公衆衛生部門を中心となり、全庁一丸となった取組を行うとともに、国、県、市、事業者が相互に連携を図り、一体となった取組を行うことが求められる。

市は、新型インフルエンザ等が発生する前においては、「鎌倉市新型インフルエンザ等連絡会議」を必要に応じて設置し、関係部等が連携・協力して新型インフルエンザ等対策を総合的に推進するための方策を検討する等、発生時に備えた準備を進める。

新型インフルエンザ等が発生し、政府対策本部や県対策本部が設置された際には、国や県からの指示や情報に留意し、関係機関や各部等と情報共有を行いながら、対応の準備を行う。政府対策本部長が、国民の生命・健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認めた場合には、特措法に基づく「緊急事態宣言」が行われる。その際には、鎌倉市緊急事態対策計画における緊急事態対策本部の設置とともに、市長を本部長とした「鎌倉市新型インフルエンザ等対策本部」を立ち上げ、必要な措置や対応を実施する。

なお、新型インフルエンザ等対策は、幅広い分野にまたがる専門的知見が求められることから、市は、鎌倉市医師会等の代表者からなる「鎌

倉市新型インフルエンザ等対策専門会議」を設置し、意見を適宜適切に聴取する。

市は、新型インフルエンザ等の発生状況や、国内、県内及び市内での患者の発生状況に応じて、本市における総合的な新型インフルエンザ等対策を関係部等が連携・協力して講じるため、次のとおり推進体制を整備する。

#### ア 鎌倉市新型インフルエンザ等連絡会議

新型インフルエンザ等の発生に備え、副市長（所管）を座長とする「鎌倉市新型インフルエンザ等連絡会議」（以下「連絡会議」という。）を必要に応じて設置し、情報の共有化を図るとともに、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進するための方策を検討する。

会長 副市長（所管）

副会長 副市長（所管以外）

健康福祉部長

防災安全部長

構成員 関係各部次長（共創計画部、総務部、市民活動部、こどもみらい部、環境部、教育部、消防本部）

#### イ 鎌倉市新型インフルエンザ等対策本部

新型インフルエンザ等が発生し、国から新型インフルエンザ等緊急事態宣言がなされたとき、又は緊急事態対策本部長が必要と判断した場合は、市長を本部長とする「鎌倉市新型インフルエンザ等対策本部」（以下「対策本部」という。）を直ちに設置し、新型インフルエンザ等への市の対処方針、対策等を決定し、実施する。

本部長 市長

副本部長 副市長、教育長

本部員 関係各部長（選挙管理委員会事務局、監査委員事務局にあっては局長、及び会計管理者）

#### ウ 鎌倉市新型インフルエンザ等対策専門会議

新型インフルエンザ等における医療対策及び予防接種等の課題及び対応を検討するため、鎌倉市医師会等の代表者からなる「鎌倉市新型インフルエンザ等対策専門会議」（以下「対策専門会議」という。）を設置する。

##### 【構成団体等】

①鎌倉市医師会

②鎌倉市薬剤師会

③市内医療機関

④鎌倉警察署

- ⑤大船警察署
- ⑥神奈川県鎌倉保健福祉事務所
- ⑦鎌倉市（防災安全部、健康福祉部、消防本部）

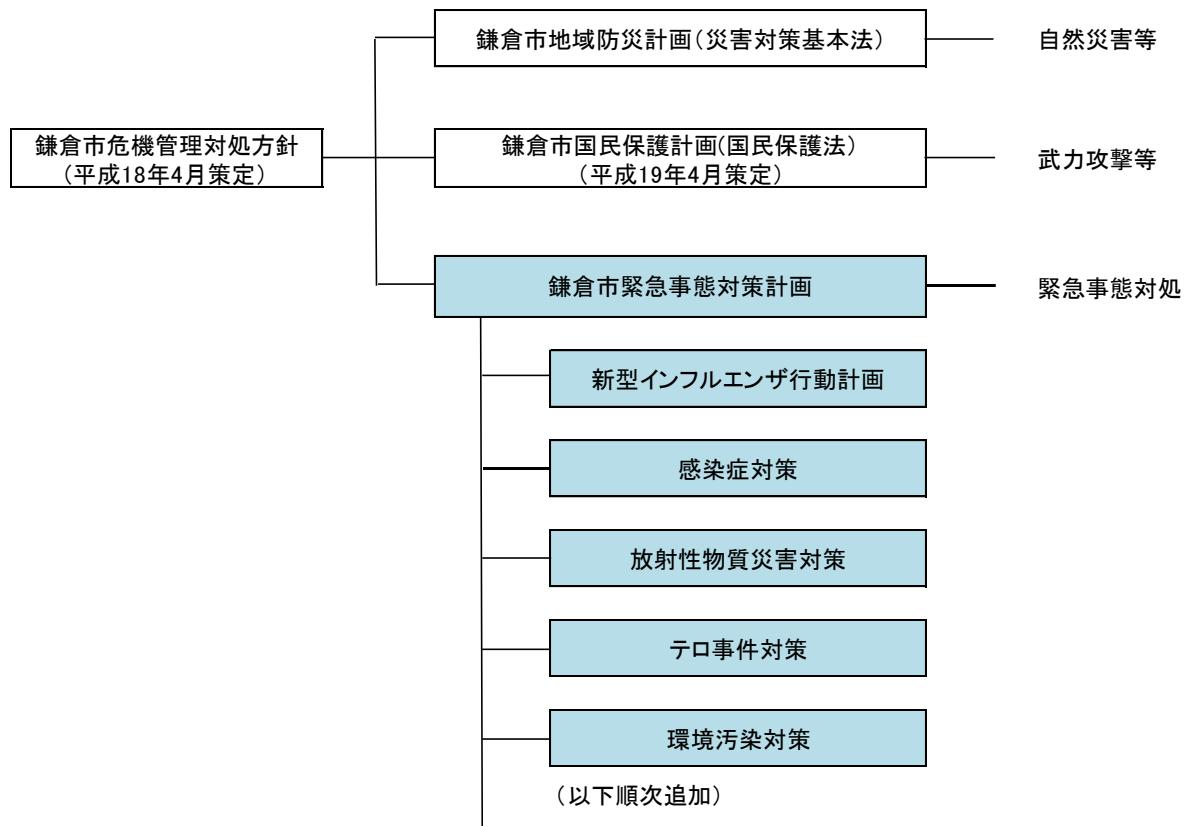
## エ 地域医療体制対策会議への参加

市は、県が各保健福祉事務所の所管区域ごとに設置する「地域医療体制対策会議」に参加し、地域の関係者と密接に連携を図りながら、地域の実情に応じた新型インフルエンザ等対策における地域医療体制の整備に協力する。

## オ 新型インフルエンザ等対策市町村連絡会議

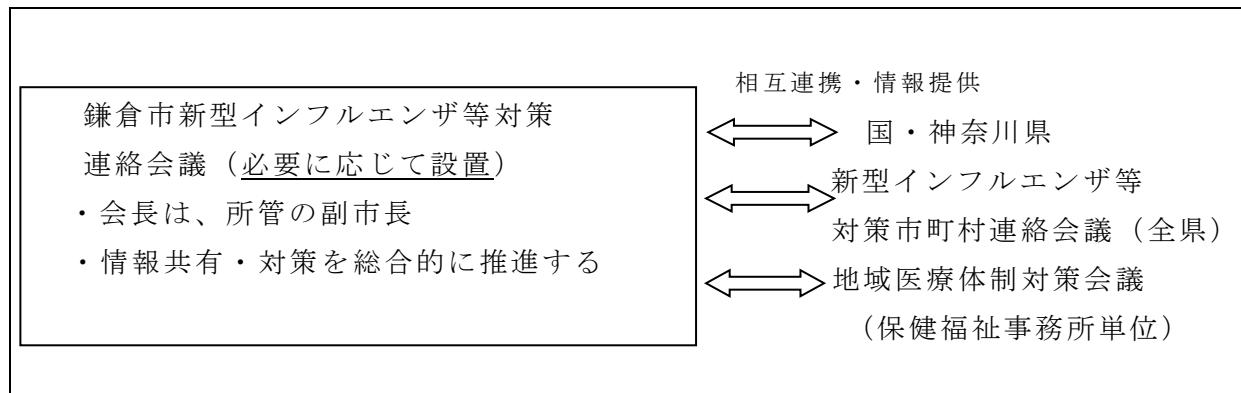
新型インフルエンザ等対策における県及び市町村との連携体制を強化するため県が設置する「新型インフルエンザ等対策市町村連絡会議」に参加し、情報の提供・共有、住民に対する普及啓発及び情報提供、住民接種、要援護者の支援、休日夜間の救急診療、患者搬送、埋葬・火葬その他新型インフルエンザ等対策に関する事項について協議を行う。

## 鎌倉市危機管理対処方針に基づく体系図

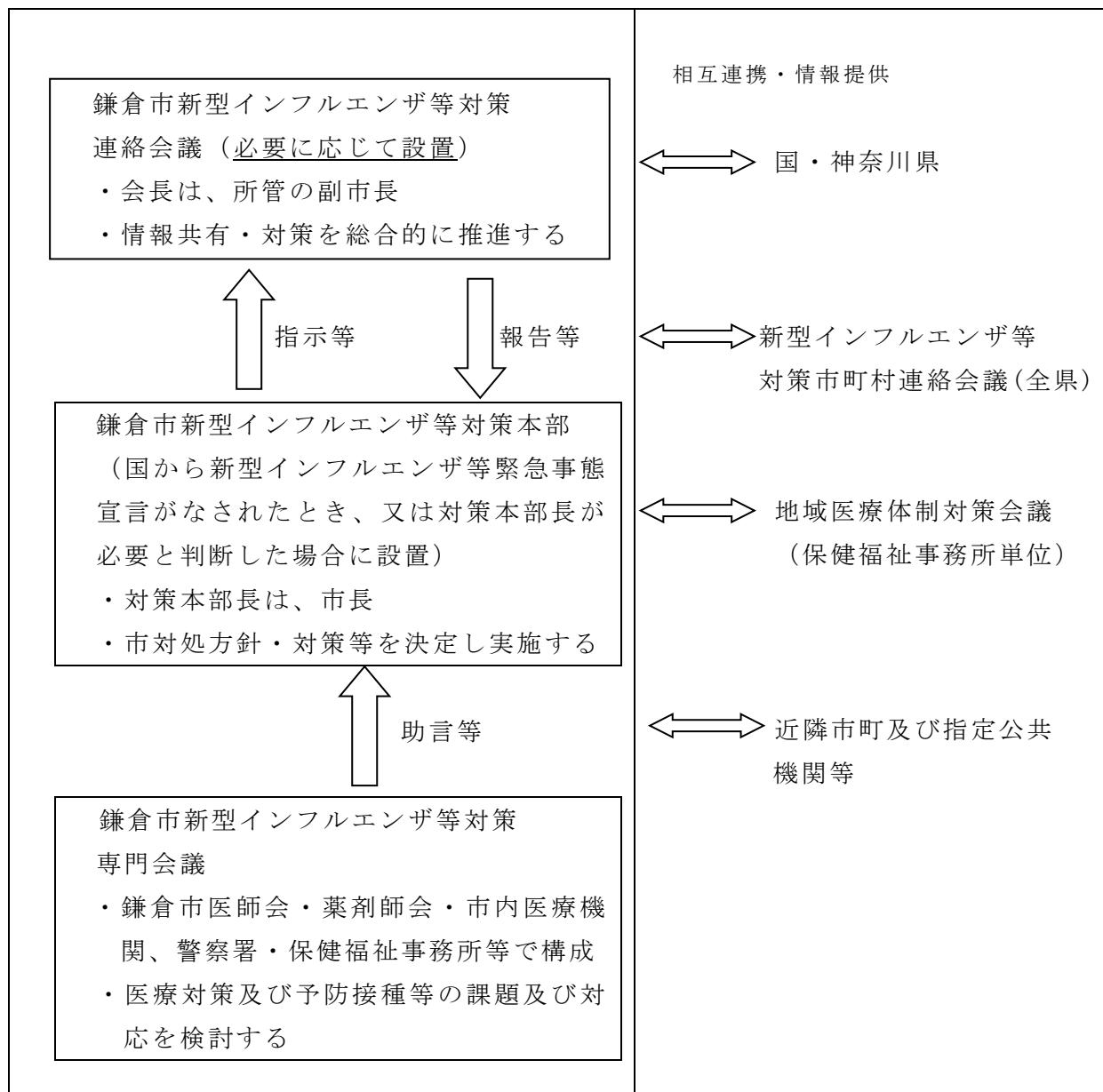


## 《実施体制図》

### 1 未発生期における実施体制



### 2 海外発生期以降における実施体制



## (2) 情報提供・共有

### ① 情報提供・共有の目的

国家の危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、国、県、市、医療機関、事業者、個人の各々がその役割を認識し、十分な情報を基に判断し適切な行動をとるため、対策の全ての段階、分野において、国、県、市、医療機関、事業者、市民の間でのコミュニケーションが必須である。コミュニケーションは双方向性のものであり、一方向性の情報提供だけでなく、情報共有や情報の受取手の反応の把握までも含むことに留意する。

発生時の危機に対応する情報提供だけでなく、予防的対策として、発生前においても、県及び市は、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などを市民のほか、医療機関、事業者等に情報提供する。こうした適切な情報提供を通じ、発生した場合の新型インフルエンザ等対策に関し周知を図る。

市民への情報提供に当たっては、媒体の中でも、テレビ・ラジオ等のマスメディアの役割が重要であり、その協力が不可欠である。提供する情報の内容については、個人情報の保護と公益性に十分配慮して伝えることが重要である。

### ② 発生前における市民等への情報提供

市民については、情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であり、また、外国人、障害者など情報が届きにくい人にも配慮が必要なため、受取り手に応じ、インターネットを含めた多様な媒体を用いて理解しやすい内容で、迅速に情報提供を行う。また、誤った情報が出た場合は、風評被害を考慮し、個々に誤った情報を取り消すとともに、正確な情報を発信する必要がある。

これら媒体の活用に加え、市から直接、市民に対する情報提供を行う手段として、ホームページ、ソーシャルネットワークの他必要に応じ、防災行政用無線等の活用を行う。

特に、児童、生徒等に対しては、学校は集団感染が発生するなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、市長部局と教育委員会等が連携して、感染症や公衆衛生について丁寧に情報提供していく。

### ③ 発生時における市民等への情報提供及び共有

#### ア 発生時の情報提供について

新型インフルエンザ等の発生時には、発生段階に応じて、国内外の発生状況、対策の実施状況等について、特に、対策の決定のプロセス（科学的知見を踏まえてどのような事項を考慮してどのように

判断がなされたのか等) や、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、患者等の人権にも配慮して迅速かつ分かりやすい情報提供を行う。

市は、市民からの一般的な問い合わせに対応できるよう、コールセンター等を設置するとともに、県のコールセンターも紹介するなど、適切な情報提供を行う。また、市民からコールセンター等に寄せられた問い合わせや関係機関等から寄せられた情報の内容を踏まえて、市民や関係機関等がどのような情報を必要としているのかを把握し、適宜正確な情報の提供に努める。

#### **イ 市民の情報収集の利便性向上**

市は、市民の情報収集の利便性向上のため、国、市町村及び指定(地方)公共機関の情報等を踏まえ、県がホームページを開設した場合には、その情報を把握し、適切に活用する。

#### **(4) 情報提供体制**

情報提供に当たっては、提供する情報の内容について統一を図ることが肝要であり、市は、国及び県の情報を集約して一元的に発信する体制を構築し、適時適切に情報を共有する。

このため、市に広報担当を設置し、情報提供の一元化を図るとともに、新型インフルエンザ等の流行状況に応じて、県とも連携を取りながら、県内及び国内外の発生状況・対応状況等について、定期的に情報提供を行う。

また、本市は国際観光都市であることから、外国人観光客並びに外国籍市民に対しては、やさしい日本語や多言語により情報提供を行う。聴覚障害者に対する文字や絵を組み合わせた伝達や掲示板の利用、視覚障害者に対する音声や点字による伝達など、障害者に配慮した情報提供を行う。

#### **(3) 予防・まん延防止**

##### **① 予防・まん延防止の目的**

新型インフルエンザ等のまん延防止対策は、流行のピークをできるだけ遅らせることで体制の整備を図るための時間を確保することにつながる。

また、流行のピークにおいて受診する患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内に收めることにつながる。

個人対策や地域対策、職場対策・予防接種などの複数の対策を組み合わせて行うが、まん延防止対策には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、

対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定、実施している対策の縮小・中止を行う。

## ② 主なまん延防止対策

個人における対策については、市内における発生の初期の段階から、市は、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい・人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促すこととする。また、県が行う新型インフルエンザ等の患者に対する入院措置や、患者の同居者等の濃厚接触者に対する感染を防止するための協力（健康観察、外出自粛の要請等）等の感染症法に基づく措置に、市は協力する。

新型インフルエンザ等緊急事態においては、県知事が必要に応じ、不要不急の外出自粛要請を行うとされており、市民に対して迅速に状況への理解と協力を求めていく（特措法第45条第1項）。

地域対策・職場対策については、国内における発生の初期の段階から、個人における対策のほか、職場における感染対策の徹底等の季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策をより強化して実施する。

また、新型インフルエンザ等緊急事態においては、県知事が必要に応じ、施設の使用制限の要請等を行うとされており、学校等各施設に対して迅速に状況への理解と協力を求めていく（特措法第45条第2項及び第3項）。

## (4) 予防接種

### ① ワクチン接種の目的

ワクチンの接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内に収めるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

新型インフルエンザ対策におけるワクチンについては、製造の元となるウイルス株や製造時期が異なるプレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンの2種類がある。なお、新感染症については、発生した感染症によってはワクチンを開発することが困難であることも予想されるため、本項目では新型インフルエンザに限って記載する。

### ② 特定接種及び特定接種の接種体制

特定接種とは、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府

対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。

特定接種の対象となり得る者の範囲や総数、接種順位等の基本的な考え方は、政府行動計画に示されているが、危機管理においては状況に応じた柔軟な対応が必要となることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性に係る基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、さらに、その際の社会状況等を総合的に政府対策本部において判断し、基本的対処方針により、接種総枠、対象、接種順位、その他の関連事項が決定されることになっている。

市は、政府対策本部の決定に従い、新型インフルエンザ等の発生時に、本市職員に速やかに特定接種を実施する。そのため、新型インフルエンザ等の対策の職務に該当する者の考え方を整理する等、発生時に速やかに特定接種を実施できるようあらかじめ、接種対象者、接種順位等をガイドライン等に定める。

新型インフルエンザ等対策の実施に携わる本市職員については、市が実施主体となり、原則として集団的接種により接種を実施することから、市は、接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制の構築を図る。

#### 政府行動計画Ⅱ－6(4) 予防・まん延防止 (ウ) 予防接種 ii) 特定接種 抜粋 ii-1) 特定接種

特定接種の対象となり得る者は、

- ① 「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）
- ② 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
- ③ 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

である。

特定接種については、基本的には住民接種よりも先に開始されるものであることを踏まえれば、特定接種の対象となり得る者に関する基準を決定するに当たっては、国民の十分な理解が得られるように、特措法上高い公益性・公共性が認められるものでなければならない。

このうち「国民生活及び国民経済の安定に寄与する事業を行う事業者」について、特措法上の公益性・公共性が認められるのは、国及び地方公共団体と同様の新型インフルエンザ等対策実施上の責務を担う指定（地方）公共機関制度であり、この制度を中心として特定接種の対象業務を定める。具体的

には、指定(地方)公共機関に指定されている事業者、これと同類の事業ないし同類と評価され得る社会インフラに関わる事業者、また、国民の生命に重大な影響があるものとして介護・福祉事業者が該当する。

また、この指定公共機関制度による考え方には該当しないが、特例的に国民生活の維持に必要な食料供給維持等の観点から、食料製造・小売事業者などが特定接種の対象となり得る登録事業者として追加される。

この基本的考え方を踏まえ、登録事業者、公務員は別添のとおりとする。

特定接種を実施するに当たっては、新型インフルエンザ等対策実施上の公益性・公共性を基準として、①医療関係者、②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員、③指定公共機関制度を中心とする基準による事業者（介護福祉事業者を含む。）、④それ以外の事業者の順とすることを基本とする。

事前に上記のような基本的な考え方を整理しておくが、危機管理においては状況に応じた柔軟な対応が必要となることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性に係る基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、更に、その際の社会状況等を総合的に政府対策本部において判断し、基本的対処方針により、接種総枠、対象、接種順位、その他の関連事項を決定する。

特定接種については、備蓄しているプレパンデミックワクチンが有効であれば、備蓄ワクチンを用いることとなるが、発生した新型インフルエンザ等がH5N1以外の感染症であった場合や亜型がH5N1の新型インフルエンザであっても備蓄しているプレパンデミックワクチンの有効性が低い場合には、パンデミックワクチンを用いることとなる。

## ii - 2) 特定接種の接種体制

登録事業者のうち特定接種対象となり得る者及び新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員については、国を実施主体として、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員については、当該地方公務員の所属する都道府県又は市町村を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制の構築を図ることが求められる。特に、登録事業者のうち「国民生活・国民経済安定分野」の事業者については、接種体制の構築を登録要件とする。

### ③ 住民接種及び住民接種の接種体制

特措法において、新型インフルエンザ等緊急事態措置の一つとして市民に対する予防接種の枠組ができたことから、緊急事態宣言が行われている場合については、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項の規定（臨時の予防接種）による予防接種を行うこととなる。

一方、緊急事態宣言が行われていない場合については、予防接種法第6条第3項の規定（新臨時接種）に基づく接種を行うこととなる。

住民接種の接種順位等の基本的な考え方は、政府行動計画に示されているが、緊急事態宣言がなされている事態においては柔軟な対応が必要となるから、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて、政府対策本部が決定することになっている。

住民接種については、市が実施主体となり、市内に居住する者に対し、原則として集団的接種により接種を実施する。市は、国及び県の協力を得ながら、接種が円滑に行えるよう接種体制の構築を図る。

**政府行動計画Ⅱ－6(4)予防・まん延防止（ウ）予防接種 iii) 住民接種 抜粋  
iii-1) 住民接種**

住民接種の接種順位については、以下の4つの群に分類するとともに、状況に応じた接種順位とすることを基本とする。事前に下記のような基本的な考え方を整理しておくが、緊急事態宣言がなされている事態においては柔軟な対応が必要となることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえ決定する。

まず、特定接種対象者以外の接種対象者については、以下の4群に分類することを基本とする。

- ① 医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者
  - ・基礎疾患有する者
  - ・妊婦
- ② 小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）
- ③ 成人・若年者
- ④ 高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65歳以上の者）

接種順位については、新型インフルエンザによる重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方方が考えられるが、緊急事態宣言がなされた場合、国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮する（特措法第46条第2項）と、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方や、これらの考え方を併せた考え方もあることから、こうした以下のような基本的な考え方を踏まえ決定する。

1) 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方

- ・成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合  
(医学的ハイリスク者>成人・若年者>小児>高齢者の順で重症化しやすいと仮定)
  - ①医学的ハイリスク者 ②成人・若年者 ③小児 ④高齢者
- ・高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合

(医学的ハイリスク者>高齢者>小児>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)

- ①医学的ハイリスク者 ②高齢者 ③小児 ④成人・若年者

・小児に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合

(医学的ハイリスク者>小児>高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)

- ①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者

## 2) 我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方

・成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合

(医学的ハイリスク者>成人・若年者>高齢者の順で重症化しやすいと仮定)

- ①小児 ②医学的ハイリスク者 ③成人・若年者 ④高齢者

・高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合

(医学的ハイリスク者>高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)

- ①小児 ②医学的ハイリスク者 ③高齢者 ④成人・若年者

## 3) 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置きつつ、あわせて我が国の将来を守ることにも重点を置く考え方

・成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合

(成人・若年者>高齢者の順で重症化しやすいと仮定)

- ①医学的ハイリスク者 ②小児 ③成人・若年者 ④高齢者

・高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合

(高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)

- ①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者

## ④ 留意点

危機管理事態における「特定接種」と「住民接種」の二つの予防接種全体の実施のあり方については、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性や医療提供・国民生活・国民経済の状況に応じて、政府対策本部において総合的に判断し、決定することになっている。

## (5) 市民生活及び地域経済の安定の確保

新型インフルエンザは、多くの市民が罹患し、各地域での流行が約8週間程度続くと言われている。また、本人の罹患や家族の罹患等により、市民生活や地域経済の大幅な縮小と停滞を招くおそれがある。

このため、新型インフルエンザ等発生時に、市民生活及び地域経済への影響を最小限にできるよう、国、県、医療機関、指定（地方）公共機関、登録事業者及び市は、特措法に基づき事前に十分準備を行うこととする。また、一般の事業者においても事前の準備を行うことが重要である。

## 6 対策推進のための役割分担

### (1) 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、県、市町村及び指定(地方)公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する（特措法第3条第1項）。

また、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努める（特措法第3条第2項）とともに、世界保健機関（WHO）その他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める（特措法第3条第3項）。

新型インフルエンザ等の発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」（以下「関係省庁対策会議」という。）の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

国は、新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

その際、国は、医学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きつつ、対策を進める。

### (2) 神奈川県及び鎌倉市の役割

神奈川県及び本市は、新型インフルエンザ等が発生したときは、政府対策本部の基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する（特措法第3条第4項）。

#### 【神奈川県】

神奈川県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、政府対策本部の基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保やまん延防止に関し的確な判断と対応が求められる。

県は、国及び市町村と緊密な連携を図り、市町村における対策実施を支援するとともに、広域での対応が必要な場合には市町村間の調整を行う。

## 【鎌倉市】

本市は、市民に対するワクチンの接種や市民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援に関し、政府対策本部の基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、県や近隣の市町と緊密な連携を図る。

### (3) 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等を推進することが求められる。

また、新型インフルエンザ等の発生時においても医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた、診療継続計画の策定及び地域における医療連携体制の整備を進めることが重要である。

医療機関は、診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携して発生状況に応じて、新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含め、医療を提供するよう努める。

### (4) 指定（地方）公共機関の役割

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法第3条第5項に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

### (5) 登録事業者

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その活動を継続するよう努める（特措法第4条第3項）。

### (6) 一般の事業者

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染拡大防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれる。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染拡大防止のための措置の徹底が求められる（特措法第4条第1項・第2項）。

## (7) 市民

新型インフルエンザ等の発生前においては、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動などその対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザにおいても行っている、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、発生時に備えて、個人レベルにおいても、食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種など実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大防止のため個人レベルでの対策を実施するよう努める（特措法第4条第1項）。

## 7 行動計画実施上の留意点

### (1) 計画の見直し

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、発生そのものを阻止することは不可能であるため、現在までに得られた最新の知見を基に、市は、国、県及び関係機関等と連携し、隨時適切に市行動計画を見直す。

### (2) 訓練の実施

市行動計画を実効性あるものとするには、関係機関との円滑な情報の提供・収集体制を構築し、さらに県や関係機関と連携した訓練を実施し、その結果を市行動計画に反映させていく（特措法第12条）。

## 8 発生段階

新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じて採るべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

政府行動計画では、新型インフルエンザ等が発生する前から、海外での発生、国内での発生、まん延、小康状態に至るまでを、我が国の実情に応じた戦略に即して5つの発生段階に分類した。国全体での発生段階の移行については、海外や国内での発生状況を踏まえて、政府対策本部が決定することになっている。

地域での発生状況は様々であり、その状況に応じ、特に都道府県レベルでの医療提供や感染対策等について、柔軟に対応する必要があることから、県行動計画では、発生段階を6つに分類し、その移行については、必要に応じて国及び保健所設置市と協議の上で、県対策本部が決定することしている。

本市における発生段階は、県行動計画と同様に6つとし、市行動計画で定めた対策を段階に応じて実施する。

なお、段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、また、必ずしも段階どおりに進行するとは限らないこと、さらには、緊急事態宣言がされた場合には、県内未発生期であっても、市民等に対し、新型インフルエンザ等の感染の防止に必要な要請をすることなど、対策の内容も変化するということに留意が必要である。

国・県・市の行動計画の発生段階

神奈川県・鎌倉市		国
発生段階	県及び本市の状態	国の状態
1 未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態	
2 海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態	
3 県内未発生期	県内では、新型インフルエンザ等の患者は発生していないが、他の都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生している状態	国内発生早期 国内のいづれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
4 県内発生早期	県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態	国内感染期 国内のいづれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態
5 県内感染期	県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態	
6 小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態	

### 第3章 各（発生）段階における対策

本章では、第2章で記述した基本的な方針に基づき、発生段階ごとに、目的、対策の考え方、主要5項目の個別の対策を記載する。

新型インフルエンザ等が発生した場合、国は政府行動計画に基づき「基本的対処方針」を定めることになっており、個々の対策の具体的な実施時期は段階の移行時期とは必ずしも一致しないこと、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまで目安として、必要な対策を柔軟に選択し、実施する。

対策の実施や縮小又は中止時期の判断の方法については、必要に応じて、マニュアル等に定めることとする。

#### 1 未発生期

状 態	・新型インフルエンザ等が発生していない状態 ・海外において、鳥類等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況。
目 的	新型インフルエンザ等の発生に備えて体制の整備を行う。
対策の考え方	(1)新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、市行動計画等を踏まえ、国及び県等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。 (2)新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。

#### (1) 実施体制

##### ① 行動計画等の作成

市は、特措法の規定に基づき、発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた市行動計画の策定を行い、必要に応じて見直していく。  
(市民健康課及び関係課)

##### ② 体制の整備及び関係機関の連携強化

ア 市は、取組体制を整備・強化するため、鎌倉市新型インフルエンザ等連絡会議の枠組を通じて、初動対応体制の確立や発生時に備えた対策のフォローアップを進める。 (市民健康課及び関係課)

イ 市は、市行動計画を実行性あるものとするため、関係機関と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。 (市民健康課及び関係課)

## (2) 情報提供・共有

### ① 継続的な情報提供

市は、次のことを行う。

ア 新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、各種媒体を利用し、継続的に分かりやすい情報提供を行う。（市民健康課、秘書広報課及び関係課）

イ マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染対策の普及を図る。

また、新型インフルエンザ、鳥インフルエンザの情報について、ホームページ等により、市民や観光客に向け可能な限りやさしい日本語及び多言語による情報提供を行う。（市民健康課、観光商工課、産業振興課及び関係課）

ウ 新型インフルエンザ等のまん延防止の観点から、市民が理解しやすい内容の情報提供を行う。

- ・Q & A形式による情報提供

- ・正しい知識の普及、推奨する感染対策の周知（一般的な感染予防策や健康管理等）

- ・聴覚障害者に対する文字や絵を組み合わせた伝達や掲示板の利用。聴覚障害者に対する音声や点字による伝達など、障害者に配慮した情報提供を行う。（市民健康課、障害者福祉課及び関係課）

### ② 体制整備等

市は、コミュニケーションの体制整備等の事前の準備として以下を行う。

ア 新型インフルエンザ等発生に備え、市は、市民からの問い合わせに応じるため、コールセンターの設置準備を進める。（市民健康課、企画計画課及び関係課）

イ 新型インフルエンザ等発生時の市民への情報提供では、媒体の中でも、テレビ・ラジオ等のマスメディアの役割が重要であり、その協力が不可欠なため、十分な検討を行うなどその準備に努める。

また、それらの媒体に加え、市から直接、市民に対し情報提供を行う手段として、ホームページ、ソーシャルネットワークの他、必要に応じ、防災行政用無線等の活用を行う。（市民健康課、広報広聴課、総合防災課及び関係課）

## (3) 予防・まん延防止

### ① 対策実施のための準備（個人における対策の普及）

- ・市は、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図り、また、自らの発症が疑わし

い場合は、すでに県が帰国者・接触者相談センターを設置しているときには、同センターに連絡し、指示を仰ぎ、感染を拡げないよう不要な外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策についての理解促進を図る。（市民健康課及び関係課）

#### (4) 予防接種

##### ① 国が定める基準に該当する登録事業者の登録

- ア 国が進める登録事業者の登録に関し、市は、国が作成した登録実施要領（特定接種に係る接種体制、事業継続に係る要件や登録手続等を示すもの）による、事業者に対しての登録作業に係る周知に協力する。
- イ 市は、事業者の登録申請を受け、基準に該当する事業者を登録事業者として登録する事務手続きに協力する。（市民健康課及び関係課）

##### ② 接種体制の構築

###### ア 特定接種

- ・市は国の要請に基づき、特定接種の対象となり得る者に対し、集団的接種を原則として、速やかに特定接種ができるよう、接種体制を構築する。（市民健康課及び関係課）

###### イ 住民接種

- ・市は、国及び県の協力を得ながら、特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づき、市内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種することができるための体制を構築する。（市民健康課及び関係課）
- ・市は、速やかに接種することができるよう、鎌倉市医師会、鎌倉市薬剤師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進める。（市民健康課及び関係課）
- ・市は、円滑な接種の実施のために、あらかじめ市町村間で広域的な協定を締結するなど、居住する市以外の市町村における接種を可能にするように努める。そのため、国及び県は、技術的な支援を行なうこととしている。（市民健康課及び関係課）

#### (5) 市民生活及び地域経済の安定の確保

##### ① 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

市は県の要請に基づき、県内感染期における高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事の提

供等)、搬送、死亡時の対応等について、対象世帯の把握とともにその具体的手続きを決めておく。(市民健康課、高齢者いきいき課、障害福祉課及び関係課)

## ② 火葬能力等の把握

市は県と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。(生活福祉課及び関係課)

## ③ 物資及び資材の備蓄等

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄・点検し、又は施設の整備及び点検に努める(特措法第10条)。(市民健康課及び関係課)

## 2 海外発生期

状 態	<ul style="list-style-type: none"><li>海外で新型インフルエンザ等が発生した状態</li><li>国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態</li><li>海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況。</li></ul>
目 的	<ul style="list-style-type: none"><li>(1)新型インフルエンザ等の国内侵入の状況も注視しつつ、県内及び市内での発生の遅延と早期発見に努める。</li><li>(2)県内及び市内での発生に備えて体制の整備を行う。</li></ul>
対策の考え方	<ul style="list-style-type: none"><li>(1)新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。</li><li>(2)対策の判断に役立てるため、国際的な連携の下で、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。</li><li>(3)国内発生した場合には早期に発見できるよう、情報収集体制を強化する。</li><li>(4)海外での発生状況について注意喚起するとともに、国内発生に備え、国内発生した場合の対策について的確な情報提供を行い、市民、医療機関、事業者に準備を促す。</li></ul>

### (1) 実施体制

#### ① 実施体制の強化等

ア 鎌倉市新型インフルエンザ等連絡会議の開催

海外において新型インフルエンザ等が発生した疑いがあり、国において関係省庁対策会議又は新型インフルエンザ等対策閣僚会議が開催され、政府の初動対処方針について協議・決定がなされた場合には、市は、速やかに連絡会議を開催し、発生状況等の情報共有と、今後の市の対応等について確認する。（市民健康課、危機管理課及び関係課）

#### **イ 鎌倉市新型インフルエンザ等対策本部の設置**

市は、海外で新型インフルエンザ等が発生し、国及び県で新型インフルエンザ等対策本部を設置した場合で、緊急事態対策本部長が必要と判断した時は、対策本部を設置するとともに、その会議を開催し、市の対応状況等を確認するとともに、市の対処方針、対策等を全庁に指示する。（市民健康課、危機管理課及び関係課）

#### **ウ 鎌倉市新型インフルエンザ等対策専門会議の開催**

市は、必要に応じて、対策専門会議を設置し、その会議を開催し、新型インフルエンザ等対策における課題を検討し、対策本部へ助言を行う。（市民健康課、危機管理課及び関係課）

#### **エ 地域医療体制対策会議への参加**

市は、県が各保健福祉事務所の所管区域ごとに設置する「地域医療体制対策会議」に参加し、地域の関係者と密接に連携を図りながら、地域の実情に応じた新型インフルエンザ等対策における地域医療体制の整備に協力する。（市民健康課及び関係課）

#### **オ 新型インフルエンザ等対策市町村連絡会議への参加**

市は、県が必要に応じて開催する「新型インフルエンザ等対策市町村連絡会議」に参加し、新型インフルエンザ等対策における情報の提供・共有、住民に対する普及啓発及び情報提供、帰国者・接触者外来、コールセンター等、住民接種、要援護者の支援、休日夜間の救急診療、患者搬送、火葬・埋葬その他新型インフルエンザ等対策に関する事項について協議を行う。（市民健康課及び関係課）

### **(2) 情報提供・共有**

#### **① 情報提供**

ア 市は、市民等に対して、海外での発生状況、現在の対策、県内及び市内で発生した場合に必要となる対策等について、市のホームページやその他の媒体を活用し、詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供をし、注意喚起に努める。（市民健康課、秘書広報課及び関係課）

イ 市は、対策本部に広報担当を設置し、情報の集約、整理及び一元的な発信並びに各対象への窓口業務の一本化に努める。（市民健康

課、広報広聴課及び関係課)

**(2) 情報共有**

市は、関係機関等とインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有に努める。（市民健康課、秘書広報課及び関係課）

**(3) コールセンター等の設置**

ア 市は、他の公衆衛生業務に支障を来たさないように、市民等からの一般的な問い合わせに対応できる体制を早急に整え、コールセンターの設置を行う。その際には、国等から配布されるQ&A等を参考にしながら、適切な情報提供に努める。（市民健康課、企画計画課及び関係課）

イ 市は、市民、国、県、関係機関等から寄せられる情報の内容を踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているのかを把握し、その後の情報提供に反映させる。

（市民健康課、企画計画課及び関係課）

**(3) 予防・まん延防止**

**市内でのまん延防止対策の準備**

市内における新型インフルエンザ等患者の発生に備え、市は鎌倉保健福祉事務所の指示に基づき、海外渡航歴のある有熱者や家族に対し、県のコールセンター及び帰国者・接触外来の受診方法等を周知する。

（市民健康課及び関係課）

**(4) 予防接種**

**ア 特定接種**

市は、国及び県と連携し、地方公務員に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。（市民健康課及び関係課）

**イ 住民接種**

- ・市は、国及び県と連携して、特措法第46条に基づく市民に対する予防接種又は予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の接種体制の準備を行う。（市民健康課及び関係課）
- ・市は、国の要請により、全市民が速やかに接種できるよう、集団的な接種を行うことを基本として、事前に市行動計画において定めた接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築の準備を進める。

（市民健康課及び関係課）

**ウ 情報提供**

市は、ワクチンの種類、有効性・安全性、接種対象者や接種順位、接種体制といった具体的な情報について積極的に情報提供を行う。

（市民健康課及び関係課）

## (5) 市民生活及び地域経済の安定の確保

### ① 事業者の対応

市は、県とともに、市内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を実施するための準備を行うよう要請する。（市民健康課、観光課、商工課及び関係課）

### ② 遺体の火葬・安置

ア 市は、県の要請に基づき、火葬場の火葬能力を超える事態が起こった場合に備え、一時的遺体安置所として使用する場所の確認を行なうとともに、遺体の保存のために必要な保存剤及び遺体からの感染を防ぐために必要な非透過性納体袋等の準備をする。（生活福祉課及び関係課）

イ 市は、遺体が多数発生することに備え、「神奈川県広域火葬計画」に基づく広域火葬が行えるよう、広域火葬参加機関相互の連絡・協力体制を構築する。（生活福祉課及び関係課）

\* 遺体の火葬・安置に関しては、鎌倉市地域防災計画の対応策を参考に対処することとする。

## 3 県内未発生期

状 態	・ 県内では、新型インフルエンザ等の患者は発生していないが、本県以外の都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生している状態。
目 的	県内及び市内発生に備えた体制の整備を行う。
対策の考え方	(1) 県内発生に備え、原則として海外発生期の対策を継続する。 (2) 国内発生、流行拡大に伴って、国が定める基本的対処方針等に基づき、必要な対策を行う。 (3) 国内発生した新型インフルエンザ等の状況により、政府対策本部が緊急事態宣言を行った場合、県内未発生であっても、積極的な感染対策を行う。

### (1) 実施体制

#### ① 実施体制の強化等

##### ア 鎌倉市新型インフルエンザ等連絡会議の開催

市は、海外発生期に引き続き、連絡会議を開催し、発生状況等の情報の把握や、県の対応について確認するとともに、市の対策の検討を行う。（市民健康課、危機管理課及び関係課）

##### イ 鎌倉市新型インフルエンザ等対策本部の設置

市は、国が国内での新型インフルエンザ等の発生を確認し、政府対策本部が国内発生早期の基本的対処方針を公示したときは、直ちに対策本部を設置し、その会議を開催し、市の対処方針、対策等を決定し、関係部間の連携を強化し、全庁一体となった対策を推進する。（市民健康課、危機管理課及び関係課）

#### ウ 鎌倉市新型インフルエンザ等対策専門会議の開催

市は、必要に応じて、対策専門会議を設置し、その会議を開催し、新型インフルエンザ等対策における課題を検討し、対策本部へ助言を行う。（市民健康課、危機管理課及び関係課）

#### エ 地域医療体制対策会議への参加

市は、県が各保健福祉事務所の所管区域ごとに設置する「地域医療体制対策会議」に参加し、地域の関係者と密接に連携を図りながら、地域の実情に応じた新型インフルエンザ等対策における地域医療体制の整備に協力する。（市民健康課及び関係課）

#### オ 新型インフルエンザ等対策市町村連絡会議への参加

市は、県が必要に応じて開催する「新型インフルエンザ等対策市町村連絡会議」に参加し、新型インフルエンザ等対策における情報の提供・共有、住民に対する普及啓発及び情報提供、帰国者・接触者外来、コールセンター等、住民接種、要援護者の支援、休日夜間の救急診療、患者搬送、火葬・埋葬その他新型インフルエンザ等対策に関する事項について協議を行う。（市民健康課及び関係課）

### ② 緊急事態宣言がされている場合の措置

#### ア 緊急事態宣言

- ・ 国は、国内で発生した新型インフルエンザ等の状況により、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、緊急事態宣言を行い国会に報告する。（内閣官房、厚生労働省、その他全省庁）

緊急事態宣言は、新型インフルエンザ等緊急事態措置を講じなければ、医療提供の限界を超てしまい、国民の生命・健康を保護できず、社会混乱を招くおそれが生じる事態であることを示すものである。

- ・ 緊急事態宣言においては、緊急事態措置を実施すべき期間、区域を公示する。期間については、政府対策本部長が基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて決定する。また、区域については、広域的な行政単位である都道府県の区域を基に、発生区域の存在する都道府県及び隣接県を指定する。ただし、人の流れ等を踏まえ柔軟な区域設定にも留意する。全国的な人の交流基点となっている区域で発生している場合には、流行状況等も勘案し早い段階

で日本全域を指定することも考慮する。

#### イ 鎌倉市新型インフルエンザ等対策本部の設置

市は、政府対策本部が緊急事態宣言を行った場合、特措法第34条による対策本部を直ちに設置し、その会議を開催し、市の対処方針、対策等を決定し、関係部間の連携を強化し、全庁一体となった対策を推進する。（市民健康課、危機管理課及び関係課）

#### \*緊急事態宣言（特措法第32条）

新型インフルエンザ等が世界の何れかの場所で発生した場合、海外の症例やWHOの判断も踏まえ、まず感染症法に基づき、新型インフルエンザ等の発生の公表が厚生労働大臣により行われる。その後、国内で新型インフルエンザ等が発生した場合に、緊急事態宣言を行うか否かの判断が求められることとなるが、その時点ではある程度の症例等の知見の集積が得られていることが通常考えられる。そのため、緊急事態宣言の要件である特措法第32条第1項の「国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあるものとして政令で定める条件」としては、重症症例（肺炎、多臓器不全、脳症など）が通常のインフルエンザにかかった場合に比して相当程度高いと認められる場合とし（特措法施行令第6条第1項）、その運用に当たって海外及び国内の臨床例等の知見を集積し、それらに基づき、基本的対処方針等諮問委員会で評価する。

特措法第32条第1項の新型インフルエンザ等の「全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがあるものとして政令で定める要件」としては、疫学調査の結果、報告された患者等が感染した経路が特定できない場合又は上記のほか、患者等が公衆にまん延させるおそれがある行動をとっていた場合その他の感染が拡大していると疑うに足りる正当な理由がある場合とし（特措法施行令第6条第2項）、その運用に当たって感染症法第15条に基づく患者等に関する積極的疫学調査の結果に基づき、基本的対処方針等諮問委員会で評価する。

なお、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認めるときは、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言を行う。

## （2）情報提供・共有

### ① 情報提供

ア 市は、市民等に対して、国内外での発生状況、県内、市内で発生した場合に必要となる対策、対策の決定プロセス、対策の理由等を、市のホームページやその他の媒体を活用し、詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供し、注意喚起に努める。（市民

## 健康課、広報広聴課及び関係課)

イ 市は、特に、市民一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染対策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知する。また、学校、保育施設、子ども会館等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。（市民健康課、観光課、商工課、保育課、青少年課、学務課及び関係課）

### ② 情報共有

市は、国、県、関係機関等とインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を強化し、対策の方針の迅速な伝達と、対策の現場の状況把握に努める。（市民健康課、広報広聴及び関係課）

### ③ コールセンター等の体制充実・強化

市は、24時間体制など、市のコールセンター等の体制を充実・強化するとともに、県から配布される国のQ&Aの決定版等を配布する。（市民健康課、企画計画課及び関係課）

## (3) 予防・まん延防止

### ① 県内でのまん延防止策

県内未発生期であっても、地域全体で積極的な感染対策をとり、流行のピークを遅らせることが重要であり、市は、県が市民、事業者等に行なう次の要請に支援、協力する。

ア 市民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい・人混みを避けること、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨すること。また、事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請すること。

（市民健康課、観光課、商工課、福祉総務課及び関係課）

イ ウィルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖、休校）を適切に行なうよう学校、保育施設、こども会館等の設置者に要請すること。

（市民健康課、保育課、青少年課、学務課及び関係課）

ウ 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう要請すること。（市民健康課及び関係課）

エ 病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう要請すること。（市民健康課、高齢者いきいき課及び関係課）

## (4) 予防接種

### (住民接種)

- ① 市は、国が決定した接種順位に係る基本的な考え方、重症化しやすい者等の発生した新型インフルエンザに関する情報を踏まえて、市民への接種に関する情報提供に努める。(市民健康課及び関係課)
- ② パンデミックワクチンが全市民分製造されるまで一定の期間を要するが、供給が可能になり次第、関係者の協力を得て、市は接種を開始する。 (市民健康課及び関係課)
- ③ 市は、接種の実施に当たり、国及び県と連携して、鎌倉保健福祉事務所、学校等の公的な施設を利用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として、市内に居住する者を対象に集団的接種を行う。 (市民健康課及び関係課)

### ④ 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされ、県が緊急事態措置を実施すべき区域に指定されている場合には、県は、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行うとしている。ただし、(4) 予防接種については、実施区域の指定にかかわらず必要に応じて行うこととしている。

ア 新型インフルエンザ等緊急事態においては、県は、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の措置を講じることとしている。

- ・ 県は、特措法第 45 条第 1 項に基づき、住民に対し、潜伏期間や治癒までの期間を踏まえて期間を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請する。

対象となる区域については、人の移動の実態等を踏まえ、まん延防止に効果があると考えられる区域（市町村単位、県内のブロック単位）とすることが考えられる。

- ・ 県は、特措法第 45 条第 2 項に基づき、学校、保育所等（特措法施行令第 11 条に定める施設に限る。）に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。

要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命・健康の保護、国民生活・国民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第 45 条第 3 項に基づき、指示を行う。

県は、特措法第 45 条第 4 項に基づき、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

- ・ 県は、特措法第 24 条第 9 項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場も含め感染対策の徹底の要請を行う。特

措法第 24 条第 9 項の要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第 11 条に定める施設に限る。）に対し、特措法第 45 条第 2 項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行う。特措法第 45 条第 2 項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命・健康の保護、国民生活・国民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めると限り、特措法第 45 条第 3 項に基づき、指示を行う。

県は、特措法第 45 条第 4 項に基づき、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

#### イ 住民接種

市は、市民に対する予防接種については、基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第 46 条の規定に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項に規定する臨時の予防接種を実施する。（市民健康課及び関係課）

### (5) 市民生活及び地域経済の安定の確保

#### ① 市民・事業者への呼びかけ

市は、市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかける。また、事業者に対しては、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、安定した供給を確保するために、買占め及び売り惜しみが生じないよう要請していく。（市民相談課及び関係課）

#### ② 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

##### ア 生活関連物資等の価格の安定等（特措法第 59 条）

市は、市民生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売り惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

（市民相談課、観光商工課及び関係課）

## 4 県内発生早期

状 態	県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。
目 的	(1) 県内及び市内での感染拡大をできる限り抑える。 (2) 患者に適切な医療を提供する。 (3) 感染拡大に備えた体制の整備を行う。
対策の考え方	(1) 感染拡大を止めるることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染対策等を行う。国内発生した新型インフルエンザ等の状況等により、新型インフルエンザ等緊急事態宣言を国が行い、積極的な感染対策等をとる。 (2) 医療体制や感染対策について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るために、市民への積極的な情報提供を行う。 (3) 国内での患者数が少なく、症状や治療に関する臨床情報が限られている可能性が高いため、県は、国から提供される国内外での情報を医療機関等に提供するとしている。 (4) 新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、県は、増大する医療需要への対応を行うとともに、医療機関での院内感染対策を実施するとしている。 (5) 県内感染期への移行に備えて、医療体制の確保、市民生活及び地域経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。 (6) 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。 (7) 県は、患者数が増加した場合、国内の発生状況を踏まえ、必要に応じて県内感染期への移行を検討するとしている。

## (1) 実施体制

### ① 実施体制の強化等

#### ア 鎌倉市新型インフルエンザ等連絡会議の開催

市は、県内未発生期に引き続き、連絡会議を開催し、発生状況等の情報の把握や、県の対応等について確認するとともに、市の対策の検討を行う。（市民健康課、危機管理課及び関係課）

#### **イ 鎌倉市新型インフルエンザ等対策本部の設置**

市は、県内での新型インフルエンザ等の発生が確認され、政府対策本部が国内発生早期の基本的対処方針を公示したときは、鎌倉市緊急事態対策計画における緊急事態対策本部の設置とともに、直ちに対策本部を設置し、その会議を開催し、県内発生早期の対処方針、対策等を決定し、関係部間の連携を強化し、全庁一体となった対策を推進する。（市民健康課、危機管理課及び関係課）

#### **ウ 鎌倉市新型インフルエンザ等対策専門会議の開催**

市は、必要に応じて、対策専門会議を設置し、その会議を開催し、新型インフルエンザ等対策における課題を検討し、対策本部へ助言を行う。（市民健康課、危機管理課及び関係課）

#### **エ 地域医療体制対策会議への参加**

市は、県が各保健福祉事務所の所管区域ごとに設置する「地域医療体制対策会議」に参加し、地域の関係者と密接に連携を図りながら、地域の実情に応じた新型インフルエンザ等対策における地域医療体制の整備に協力する。（市民健康課及び関係課）

#### **オ 新型インフルエンザ等対策市町村連絡会議への参加**

市は、県が必要に応じて開催する「新型インフルエンザ等対策市町村連絡会議」に参加し、新型インフルエンザ等対策における情報の提供・共有、住民に対する普及啓発及び情報提供、帰国者・接触者外来、コールセンター等、住民接種、要援護者の支援、休日夜間の救急診療、患者搬送、火葬・埋葬その他新型インフルエンザ等対策に関する事項について協議を行う。（市民健康課及び関係課）

#### **② 緊急事態宣言がされている場合の措置**

##### **ア 新型インフルエンザ等緊急事態宣言**

県内未発生期の記載を参照

##### **イ 市対策本部の設置**

県内未発生期の記載を参照

#### **(2) 情報提供・共有**

##### **① 情報提供**

ア 市は、市民等に対して、国内外での発生状況、県内、市内で発生した場合に必要となる対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由等を、市のホームページやその他の媒体を活用し、詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供し、注意喚起を行う。（市民健康課、広報広聴課及び関係課）

イ 市は、特に、市民一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染対策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知する。また、学校、保育施設、子ども会館等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。（市民健康課、観光課、商工課、保育課、青少年課、学務課及び関係課）

## ② 情報共有

市は、国、県、関係機関等とインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を強化し、対策の方針の迅速な伝達と、対策の現場の状況把握に努める。（市民健康課、広報広聴課及び関係課）

## ③ コールセンター等の体制充実・強化

市は、県内未発生期に続き、24時間体制など、市のコールセンター等の体制を充実・強化するとともに、県から配布される国のQ&Aの改定版等を配付する。（市民健康課、企画計画課及び関係課）

## （3）予防・まん延防止

### ① 県内でのまん延防止策

市は、県が市民、事業者等に行なう次の要請に支援、協力する。

ア 市民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい・人混みを避けること、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨すること。また、事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請すること。

（市民健康課、観光課、商工課、福祉総務課及び関係課）

イ ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行なうよう学校、保育施設、子ども会館等の設置者に要請すること。

（市民健康課、保育課、青少年課、学務課及び関係課）

ウ 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう要請すること。（市民健康課及び関係課）

エ 病院、高齢者施設等の基礎疾患有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう要請すること。（市民健康課、高齢者いきいき課及び関係課）

## （4）予防接種

### （住民接種）

① 市は、国が決定した接種順位に係る基本的な考え方、重症化しやすい者等の発生した新型インフルエンザに関する情報を踏まえて、

市民への接種に関する情報提供に努める。（市民健康課及び関係課）

- ② パンデミックワクチンが全市民分製造されるまで一定の期間を要するが、供給が可能になり次第、関係者の協力を得て、市は接種を開始する。（市民健康課及び関係課）
- ③ 市は、接種の実施に当たり、国及び県と連携して、鎌倉保健福祉事務所、学校等の公的な施設を利用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として、市内に居住する者を対象に集団的接種を行う。（市民健康課及び関係課）

**④ 緊急事態宣言がされている場合の措置**

緊急事態宣言がされ、県が緊急事態措置を実施すべき区域に指定されている場合には、県は、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行うとしている。ただし、（4）予防接種については、実施区域の指定にかかわらず必要に応じて行うとしている。

ア 新型インフルエンザ等緊急事態においては、県は、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の措置を講じることとしている。

　　県内未発生期の記載を参照

イ 住民接種

　　県内未発生期の記載を参照

**(5) 市民生活及び地域経済の安定の確保**

**① 市民・事業者への呼びかけ**

市は、市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかける。また、事業者に対しては、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、安定した供給を確保するために、買占め及び売惜しみが生じないよう要請していく。

（市民相談課及び関係課）

**② 緊急事態宣言がされている場合の措置**

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、次の対策を行う。

ア 生活関連物資等の価格の安定等

　　県内未発生期の記載を参照

## 5 県内感染期

状 態	(1) 県内及び市内の新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった状態。 (2) 感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。 (3) 地域によって状況が異なる可能性がある。
目 的	(1) 医療体制を維持する。 (2) 健康被害を最小限に抑える。 (3) 市民生活及び地域経済への影響を最小限に抑える。
対策の考え方	(1) 感染拡大を止めるることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止から被害軽減に切り替える。ただし、状況に応じた一部の感染拡大防止は実施する。 (2) 県内及び市内での発生状況を勘案し、市が実施すべき対策の判断を行う。 (3) 状況に応じた医療体制や感染対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。 (4) 流行の最盛期の入院患者や重症者の数をなるべく少なくて医療体制への負荷を軽減する。 (5) 医療体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし健康被害を最小限にとどめる。 (6) 欠勤者の増大が予測されるが、市民生活・地域経済の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。 (7) 受診患者数を減少させ、入院患者や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。 (8) 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

### (1) 実施体制

#### ① 実施体制の強化等

県内の新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった状態となり、国が国内感染期の基本的対処方針に変更し、公示したときは、神奈川県新型インフルエンザ等対策本部は、

県が感染期に入ったことを宣言し、県の対処方針、対策等を決定することとしている。

#### **ア 鎌倉市新型インフルエンザ等対策本部の設置**

市は、県内発生早期に引き続き、鎌倉市緊急事態対策計画における緊急事態対策本部の設置とともに、対策本部を設置し、その会議を開催し、国や県の対処方針に基づき、感染期における市の対処方針、対策等を決定し、関係部間の連携を強化し、全庁一体となった対策を推進する。（市民健康課、危機管理課及び関係課）

#### **イ 鎌倉市新型インフルエンザ等対策専門会議の開催**

市は、必要に応じて、対策専門会議を設置し、その会議を開催し、新型インフルエンザ等対策における課題を検討し、対策本部へ助言を行う。（市民健康課、危機管理課及び関係課）

#### **ウ 地域医療体制対策会議への参加**

市は、県が各保健福祉事務所の所管区域ごとに設置する「地域医療体制対策会議」に参加し、地域の関係者と密接に連携を図りながら、地域の実情に応じた新型インフルエンザ等対策における地域医療体制の整備に協力する。（市民健康課及び関係課）

#### **エ 新型インフルエンザ等対策市町村連絡会議への参加**

市は、県が必要に応じて開催する「新型インフルエンザ等対策市町村連絡会議」に参加し、新型インフルエンザ等対策における情報の提供・共有、住民に対する普及啓発及び情報提供、帰国者・接触者外来、コールセンター等、住民接種、要援護者の支援、休日夜間の救急診療、患者搬送、火葬・埋葬その他新型インフルエンザ等対策に関する事項について協議を行う。（市民健康課及び関係課）

#### **② 緊急事態宣言がされている場合の措置**

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

##### **ア 市対策本部の設置**

県内未発生期の記載を参照

##### **イ 他の地方公共団体による代行、応援等（特措法第38条・第39条）**

市が、新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法の規定に基づく他の地方公共団体による代行、応援等の措置の活用を行う。（市民健康課及び関係課）

## (2) 情報提供・共有

### ① 情報提供

ア 市は、引き続き、市民等に対して、国内外での発生状況、県内・市内で発生した場合に必要となる対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由等を、市のホームページやその他の媒体を活用し、詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供し、注意喚起を行う。（市民健康課、広報広聴課及び関係課）

イ 市は、引き続き、特に、市民一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染対策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知する。また、学校、保育施設、子ども会館等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。（市民健康課、観光課、商工課、保育課、青少年課、学務課及び関係課）

### ② 情報共有

市は、国、県、関係機関等とインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を強化し、対策の方針の迅速な伝達と、対策の状況把握に努める。（市民健康課、秘書広報課及び関係課）

### ③ コールセンター等の継続

ア 市は、引き続き、24時間体制など、市のコールセンター等の体制を継続する。状況の変化に応じた国のQ&Aの改定版を踏まえながら、適切な情報提供を行う。（市民健康課、経営企画課及び関係課）

## (3) 予防・まん延防止

### ① 県内でのまん延防止策

市は、県が市民、事業者等に行なう次の要請に支援、協力する。

ア 市民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい・人混みを避けること、時差出勤等の実施等の基本的な感染対策等を勧奨すること。また、事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請すること。（市民健康課、観光課、商工課、福祉総務課及び関係課）

イ ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行なうよう学校、保育施設、子ども会館等の設置者に要請すること。（市民健康課、保育課、青少年課、学務課及び関係課）

ウ 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう要請すること。（市民健康課及び

関係課)

- エ 病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数が居住する施設等における感染対策を強化するよう引き続き要請すること。（市民健康課、高齢者いきいき課及び関係課）

#### (4) 予防接種

##### ① 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされ、県が緊急事態措置を実施すべき区域に指定されている場合には、県は、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行うとしている。ただし、(4) 予防接種については、実施区域の指定にかかわらず必要に応じて行うとしている。

ア 新型インフルエンザ等緊急事態下においては、県は、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の措置を講じることとしている。

- ・ 県は、特措法第45条第1項に基づき、住民に対し、期間と区域を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請する。
- ・ 県は、特措法第45条第2項に基づき、学校、保育所等に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。要請に応じない学校、保育所等に対し、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命・健康の保護、国民生活・国民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるとときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。

県は、特措法第45条第4項に基づき、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

- ・ 県は、特措法第24条第9項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場を含め感染対策の徹底の要請を行う。特措法第24条第9項に応じない施設、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対し、特措法第45条第2項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行う。特措法第45条第2項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命・健康の保護、国民生活・国民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるとときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。

県は、特措法第45条第4項に基づき、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

イ 市は、特措法第46条の規定に基づく住民接種を進める。  
市 (市民健康課及び関係課)

は

、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。(市民健康課及び関係課)

## (5) 市民生活及び地域経済の安定の確保

### ① 市民・事業者への呼びかけ

市は、市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかける。また、事業者に対しては、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、安定した供給を確保するために、買占め及び売惜しみが生じないよう要請していく。

(市民相談課及び関係課)

### ② 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

#### ア 生活関連物資等の価格の安定等（特措法第59条）

- 市は、市民生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。（市民相談課及び関係課）
- 市は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報提供に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。
- 市は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、または生ずるおそれがあるときは、市行動計画で定めるところにより、適切な措置を講ずる。（市民相談課、観光課、商工課及び関係課）

#### イ 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

市は、県の要請に応じ、在宅の高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。（市民健康課、高齢者いきいき課、障害福祉課及び関係課）

#### ウ 遺体の火葬・安置体制の強化

- 市は、県の要請に応じ、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働するよう要請に努める。

- ・ 市は、県の要請に応じ、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等の確保に努める。
- ・ 市は、県と連携して、新型インフルエンザ等による死亡者が増加し、広域火葬の実施が必要となった場合、「神奈川県広域火葬計画」に基づき、他市町及び広域火葬参加機関と連絡調整の下、広域実施に努める。（生活福祉課及び関係課）

## 6 小康期

状 態	(1)新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。 (2)大流行は一旦終息している状態。
目 的	市民生活及び地域経済の回復を図り、流行の第二波に備える。
対策の考え方	(1)第二波の流行に備えるため、第一波に関する評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。 (2)第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について市民に情報提供する。 (3)情報収集の継続により、第二波の早期探知に努める。 (4)第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

### (1) 実施体制

#### ① 対策本部の廃止等

##### ア 鎌倉市新型インフルエンザ等対策本部の廃止

市は、特措法第 32 条第 5 項の規定による新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言の公示が行われたときは、遅滞なく対策本部を廃止する。（市民健康課、危機管理課及び関係課）

##### イ 鎌倉市新型インフルエンザ等対策連絡会議の開催

市は、必要に応じ、連絡会議を開催し、これまでの体制についての評価や見直しを行う他、第二波の流行に備えるため、全庁一体となった対策を推進する。（市民健康課、危機管理課及び関係課）

##### ウ 鎌倉市新型インフルエンザ等対策専門会議の開催

市は、必要に応じ、対策専門会議を開催し、第二波の流行に備えるため、意見交換を行う。（市民健康課、危機管理課及び関係課）

##### エ 地域医療体制対策会議への参加

市は、県が必要に応じて各保健福祉事務所の所管区域ごとに設置する「地域医療体制対策会議」に参加し、第二波の流行に備え、連携を強化する対応について情報交換等を行う。（市民健康課及び関係課）

##### オ 新型インフルエンザ等対策市町村連絡会議への参加

市は、県が必要に応じて開催する「新型インフルエンザ等対策市町村連絡会議」に参加し、第二波の流行に備え、連携を強化する対応について情報交換等を行う。（市民健康課及び関係課）

## ② 対策の評価・見直し

市は、これまでの各段階における対策に関する評価を行い、必要に応じ、市行動計画等の見直しを行う。この場合において、必要に応じて対策専門会議を開催し、これまでの各段階における対策に関する評価、見直しに関する意見を聴く。（市民健康課及び関係課）

### (2) 情報提供・共有

#### ① 情報提供

ア 市は、引き続き、市民等に対して、利用可能があらゆる媒体・機関を活用し、第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性を、可能な限り分かりやすく情報提供に努める。（市民健康課及び関係課）

イ 市は、市民からコールセンター等に寄せられた問い合わせ、県及び県内市町村及び関係機関等から寄せられた情報等をとりまとめ、情報提供のあり方を評価し、必要に応じ見直しを行う。（市民健康課、企画計画課及び関係課）

#### ② 情報共有

市は、国、県、関係機関等とインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有の体制を維持し、第二波に備えた体制の再整備に関する対策の方針を収集するとともに、対策現場での状況を把握する。（市民健康課、広報広聴課及び関係課）

#### ③ コールセンター等の縮小

市は、状況を見ながら、コールセンター等の体制を縮小する。（市民健康課、企画計画課及び関係課）

#### (3) 予防接種

市は、流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。（市民健康課及び関係課）

#### 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、市は、国及び県と連携し、流行の第二波に備え、特措法第46条に基づく住民接種を進める。（市民健康課及び関係課）

### (4) 市民生活及び地域経済の安定の確保

#### ① 市民・事業者への呼びかけ

市は、必要に応じ、引き続き、市民に対し、食料品、生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請していく。（市

民相談課、観光商工課及び関係課)

② 新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止等

市は、国及び県と連携し、市内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。（市民健康課、危機管理課及び関係課）

## \* 参考資料 1

### 国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策

これまででも鳥インフルエンザウイルスが鳥から人に感染している例は、多く見られている。

人から人への持続的な感染でない限り、感染の全国的かつ急速な拡大はないが、特措法の対象である新型インフルエンザ等と関連する事案として、対策の選択肢を準備しておく。

#### 1 実施体制

- (1) 市は、国内で鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合には、速やかに情報の集約・共有・分析を行い、必要に応じて、「鎌倉市新型インフルエンザ等連絡会議」を設置するとともに、同会議を開催し、対処方針について協議し、決定する。
- (2) 市は、必要に応じて「鎌倉市新型インフルエンザ等対策本部」を設置し、各部連携のもとに、感染拡大を防止し、被害を最小限に抑える的確な措置を講じる。

#### 2 情報収集

市は、鳥インフルエンザに関する国内外の情報収集に努める。

#### 3 情報提供・共有

市は、県内で鳥インフルエンザが人に感染し発症が認められた場合、県と連携し、発生状況及び対策について、市民に積極的な情報提供を行う。

#### 4 予防・まん延防止

市は、国や県と連携して、積極的疫学調査や接触者への対応（健康調査、有症状時の対応指導、自宅待機の要請等）、死亡例が出た場合の対応等を実施する。

#### 5 医療等

##### (1) 県内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合

- ① 県は、感染が疑われる患者に対し、迅速かつ確実な診断を行い、確定診断がされた場合、適切な感染拡大防止策を講じた上で、抗インフルエンザウイルス薬の投与等による治療を行うとしている。
- ② 県は、必要に応じ、患者の検体を国立感染症研究所へ送付し、亜型

検査、遺伝子解析等を実施する。また、国から提供される検査方法に関する情報に基づき、県衛生研究所においても検査を実施することとしている。

- ③ 県は、感染症法に基づき、鳥インフルエンザの患者（疑似症患者を含む。）について、入院その他の必要な措置を講じるとしている。
- (2) 海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなどWHOが情報発信を行う鳥インフルエンザウイルスの人への感染が認められた場合
  - ① 県は、海外からの帰国者で、鳥インフルエンザ感染が疑われる者（有症状者）の情報について、県に情報提供するよう医療機関等に周知するとしている。
  - ② 県は、発生している鳥インフルエンザに対する必要な感染対策等について、医療機関に周知するとしている。

## \* 参考資料 2

### 『用語解説』

#### 【地方公共団体、指定（地方）公共機関】

指定公共機関とは、新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第3条で定める公共的機関及び公益的事業を営む法人をいう。指定地方公共機関とは、特措法第2条第7号の規定に基づき公共的機関及び公益的事業を営む法人で知事の指定するものをいう。

#### 【インフルエンザウイルス】

インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。（いわゆる A/H1N1、A/H3N2 というのは、これらの亜型を指している。）

#### 【SARS】

Severe Acute Respiratory Syndrome という英語名の略。重症急性呼吸器症候群中国広東省で最初の症例が起こったとされる、新型コロナウイルスの「SARS コロナウイルス」が原因の、新しく発見された感染症で、2003年に世界中で大きな問題となった。

#### 【家きん】

鶏、あひる、うずら等、家畜として飼養されている鳥。

なお、家畜伝染病予防法における高病原性鳥インフルエンザの対象家畜として、鶏、あひる、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥が指定されている。

#### 【感染症指定医療機関】

感染症法に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のこと。

- \* 特定感染症指定医療機関：新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院
- \* 第一種感染症指定医療機関：一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院
- \* 第二種感染症指定医療機関：二類感染症又は新型インフルエンザ等感

染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院

\* 結核指定医療機関：結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所(これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。)又は薬局。

### 【感染症病床】

病床は、医療法によって、一般病床、療養病床、精神病床、感染症病床、結核病床に区別されている。感染症病床とは、感染症法に規定する新感染症、一類感染症、二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症などの患者を入院させるための病床である。

### 【帰国者・接触者外来】

新型インフルエンザ等の発生国からの帰国者や又は新型インフルエンザ等患者との濃厚接触者であって、発熱、呼吸器症状等を有するものを対象とした外来。

### 【帰国者・接触者相談センター】

発生国から帰国した者又は新型インフルエンザ等患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談センター。

### 【抗インフルエンザウイルス薬】

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

### 【個人防護服】

エアロゾル、飛沫などの曝露のリスクを最小限にするためのバリアとして装着するマスク、ゴーグル、ガウン、手袋等をいう。病原体の感染経路や用途（スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等）に応じた適切なものを選択する必要がある。

### 【サーベイランス】

見張り、監視制度という意味。

疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。

特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析のことを示すこともある。

### 【指定届出機関】

感染症法に規定する五類感染症のうち厚生労働省令で定めるもの又は二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは五類感染症の疑似症のうち厚生労働省令で定めるものの発生の状況の届出を担当させる病院又は診療所として、都道府県知事が指定したもの。

### 【死亡率（Mortality Rate）】

ここでは、人口 10 万人当たりの、流行期間中に新型インフルエンザに罹患して死亡した者の数。

### 【人工呼吸器】

救急時・麻酔使用時に、患者の肺に空気又は酸素を送って呼吸を助けるための装置。

### 【新型インフルエンザ】

感染症法第 6 条第 7 項において、新たに人から人に感染する能力を有することとなったインフルエンザウイルスを病原体とする人の感染症のインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいうとされている。毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行（パンデミック）となるおそれがある。

### 【新型インフルエンザ（A／H1N1）／インフルエンザ（H1N1）2009】

平成 21 年（2009 年）4 月にメキシコで確認され世界的大流行となつた H1N1 亜型のウイルスを病原体とするインフルエンザをいう。「新型インフルエンザ（（A／H1N1））との名称が用いられたが、平成 23 年（2011 年）3 月に、大部分の人がそのウイルスに対する免疫を獲得したことから、季節性インフルエンザとして扱い、その名称については、「インフルエンザ（H1N1）2009」としている。

## **【新感染症】**

新感染症とは、感染症法第6条第9項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染症の疾病とその症状又は治療の効果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の症状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病的まん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。（感染症の予防及び感染症の患者に対する治療に関する法律第6条第9項）

## **【積極的疫学調査】**

患者、その家族及びその患者や家族を診察した医療関係者等に対し、質問又は必要な調査を実施し、情報を収集し分析を行うことにより、感染症の発生の状況及び動向、その原因を明らかにすること。感染症法第15条に基づく調査をいう。

## **【致命率（Case Fatality Rate）】**

流行期間中に新型インフルエンザが罹患した患者のうち、死亡した者の割合。

## **【トリアージ】**

災害発生などに多数の傷病者が発生した場合に、適切な搬送、治療等を行うために、傷病の緊急度や程度に応じて優先順位をつけること。

## **【鳥インフルエンザ】**

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家庭内での感染が報告されている。

## **【濃厚接触者】**

症例（患者（確定例）、疑似症患者）が発病したと推定される1日前から接触した者のうち、次の範囲に該当する者。

ア 世帯内接触者

　症例（患者（確定例）、疑似症患者）と同一住所に居住する者。

イ 医療関係者等

　個人防護具（PPE）を装着しなかった又は正しく着用しないなど、必要

な感染防止なしで、症例（患者（確定例）、疑似症患者）の診察、処置、搬送等に直接係わった医療関係者や搬送担当者。

#### ウ 汚染物資への接触者

症例（患者（確定例）、疑似症患者）由来の血液、体液、分泌物（痰など（汗を除く））などに、必要な感染予防策なしで接触した者等。

\*その他、手で触れること又は対面で会話することが可能な距離で、必要な感染予防策なしで、症例（患者（確定例）、疑似症患者）と接触があつた者。

### 【発病率（Attack Rate）】

新型インフルエンザの場合は、全ての人が新型インフルエンザのウイルスに曝露するリスクを有するため、ここでは、人口のうち、流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者の割合。

### 【パンデミック】

感染症の世界的大流行。

特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へと効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

### 【パンデミックワクチン】

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。

### 【病原性】

新型インフルエンザ対策においては、人がウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。なお学術的には、病原体が宿主（ヒトなど）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現。

### 【プレパンデミックワクチン】

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン（現在、我が国ではH5N1亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造）。

### 【P C R（Polymerase Chain Reaction：ポリメラーゼ連鎖反応）】

DNAを、その複製に関与する酵素であるポリメラーゼやプライマーを

用いて大量に増幅させる方法。ごく微量のD N Aであっても検出が可能なため、病原体の検査に汎用されている。インフルエンザウイルス遺伝子検出の場合は、同ウイルスがD N Aウイルスであるため、逆転写酵素(Reverse Transcriptase)を用いてD N Aに変換した後にP C Rを行うR T - P C Rが実施される。